

亀山市告示第68号

亀山市妊婦一般健康診査県外受診費助成金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年3月30日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市妊婦一般健康診査県外受診費助成金交付要綱の一部を改正する告示

亀山市妊婦一般健康診査県外受診費助成金交付要綱（平成21年亀山市告示第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
別表（第6条関係）		別表（第6条関係）	
区分	額	区分	額
1回目	<u>24,070円</u>	1回目	<u>24,020円</u>
2回目から5回目まで、 7回目、9回目、10回 目及び12回目から14 回目まで	<u>5,110円</u>	2回目から5回目まで、 7回目、9回目、10回 目及び12回目から14 回目まで	<u>5,060円</u>
6回目	<u>17,170円</u>	6回目	<u>17,120円</u>
8回目	<u>7,640円</u>	8回目	<u>7,590円</u>
11回目	<u>13,050円</u>	11回目	<u>13,000円</u>

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の亀山市妊婦一般健康診査県外受診費助成金交付要綱の規定による妊婦一般健康診査県外受診票（未受診の妊婦一般健康診査が含まれるものに限る。）を有し、かつ、県外の医療機関等において妊婦一般健康診査を受診した者に係る助成金の交付については、なお従前の例による。